

運用指針

第2条 -イ

地権者、関係機関などへの提案および協議

地元及び関係機関との協議による
増穂PAの設置位置の変更

中部横断自動車道 六郷IC ~ 増穂IC間位置図

中部横断自動車道 六郷IC ~ 増穂ICの路線概要

・山梨と静岡を結ぶ一般国道52号の代替ルートとして、当該区間を含む静岡市～増穂町間約59kmを国土交通省とNEXCO中日本において事業中である。当該区間は、物流や地域医療の支援、災害時の代替路等として期待。



休憩施設の設置位置の変更の経緯

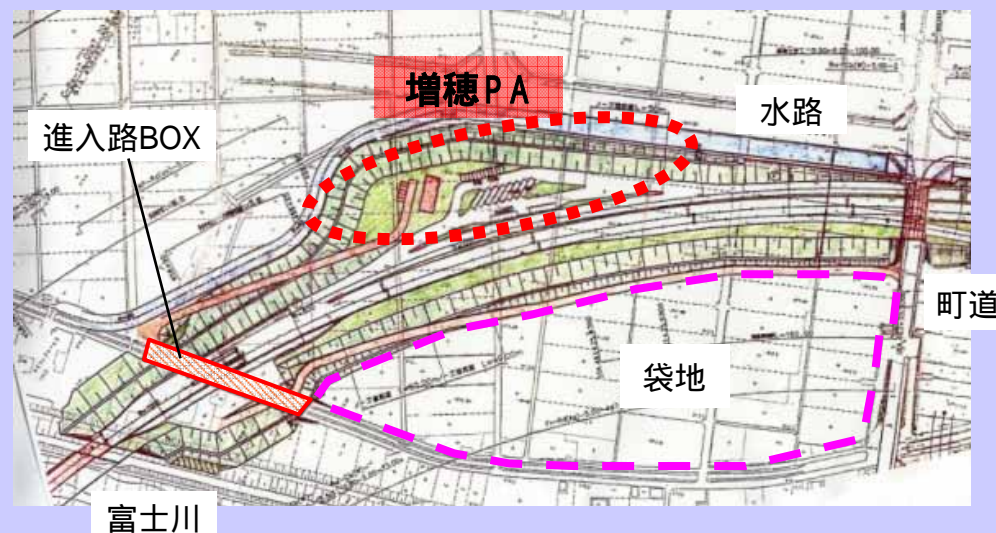
中部横断自動車道 増穂PA下り線の当初計画

設計要領 第四集休憩施設設計要領(抜粋)
パーキングエリアの形式は分離式外向型を原則とする。

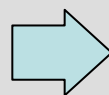


下り線側にPAを計画

- ・駐車台数(大型車:5台、小型車:10台)
 - ・トイレ規模(男性用:小3・大2、女性用:5)
- トイレのみの最小規模のPAである。



増穂町東部地区開発整備構想が存在



増穂町で「道の駅」をつくる計画
国で「河川防災ステーション」をつくる計画

PA、道の駅、河川防災ステーションの一体的な配置計画を検討

休憩施設の設置位置の変更の経緯

PA、道の駅、河川防災ステーションの一体的な配置計画を検討

会社から増穂町への協議

増穂PAの位置について、道の駅と隣接させることにより、PAと道の駅が一体的な施設となる位置を提案。

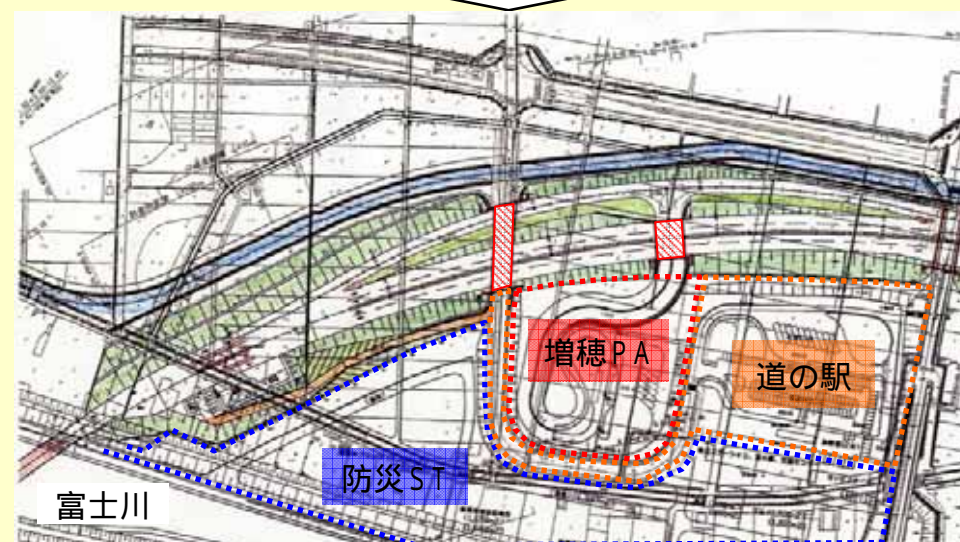
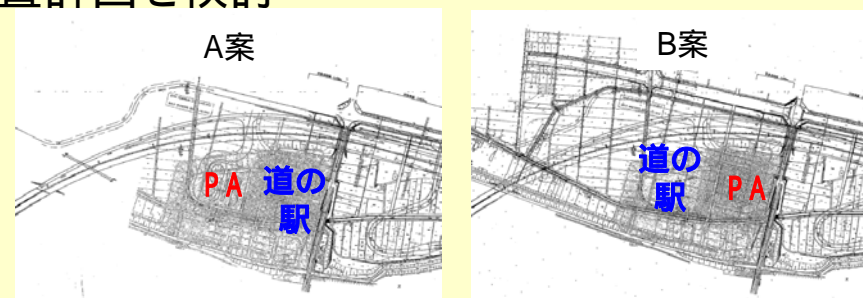
道の駅のお手洗い(24時間利用可能)を、増穂PAを利用するお客様が利用することが可能か協議。

施設を一体化することにより、進入用のC-Boxを当初計画していた位置及び規模を変更

施設の一体化によるメリット

道の駅施設について、一般道路からの利用のみならず、高速道路のお客様が道の駅を利用することにより、更なる地域交流の場、地域情報の発信の場として活用が可能になる。

増穂PAを利用するお客様が、道の駅を利用することが出来るようになり、増穂PAの利便性の向上が図られる。



道の駅のお手洗いをPA利用者が利用することに対して関係機関等への協議が必要

休憩施設の設置位置の変更への取組み

【取組内容】道の駅のお手洗いをPA利用者が利用すること及びC - B o xの設置位置等の変更に対して関係機関等への協議

- H18.6 ・PA利用者に対して道の駅のお手洗いを利用できるように協議(増穂町)
- H18.10 ・地元説明会
- H19.3 ・議会説明会
- H19.7 ・設計協議に関する調印



協議の結果、関係機関および地元住民の了解を得る

協議において調整が必要課題

施設の一体化によるメリットの確保

当初計画と比較してコスト縮減が図られる見込み。

増穂PAの設置位置を道の駅と一体化し、道の駅のお手洗いを利用することにより、PAのお手洗いが不要になったこと及びC - B o x設置位置の見直しにより規模が縮小したことによる施工費が縮減

経営努力要件適合性の認定について

休憩施設の設置位置を変更し、道の駅等と一緒にすることについて、関係機関及び地元と協議を行ない、了解を得たことは、**会社の主体的な提案および協議**によるものである。

運用指針第2条第1項第1号イに該当

増穂PAの設置位置を道の駅と一体化し、道の駅のお手洗いを利用することにより、PAのお手洗いが不要になったこと及びC-Box設置位置の見直しにより規模が縮小したことによる施工費が縮減

→ **会社の経営努力によるものであると認定**

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針（抜粋）

第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減（適正な質や管理水準を確保したものに限る。）について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

次に掲げるいずれかにより、道路の計画、設計又は施工方法を変更したことによる費用の縮減。

イ. 地権者、関係機関などへの提案および協議